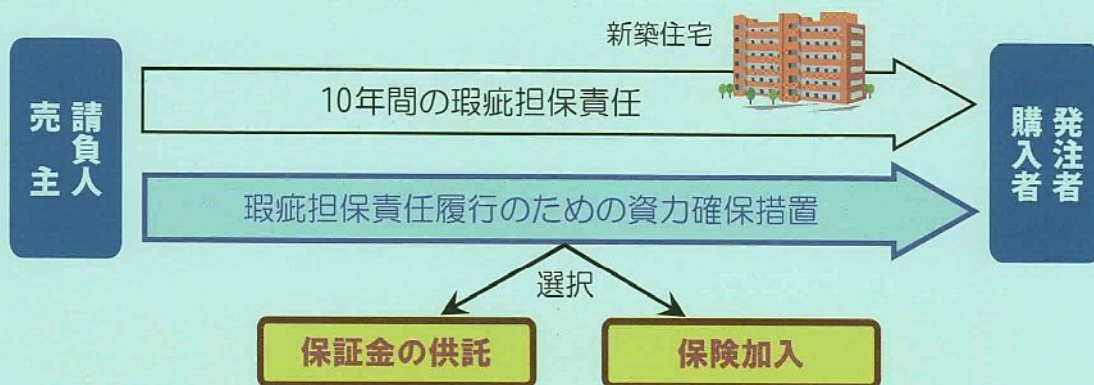


住宅瑕疵担保履行法について

1. 住宅瑕疵担保履行法とは

○^{かしたんぼせきにな}瑕疵担保責任^{りこう}※を確実に履行するため、新築住宅を供給する事業者(住宅の新築工事の請負人である建設業者又は自らが売主となって新築住宅を販売する宅地建物取引業者)は「**保証金の供託**」または「**保険加入**」のいずれかの資力確保措置が必要となります。

※ 住宅品質確保法に定める住宅の新築工事の請負人または売主が負う10年間の瑕疵担保責任。具体的には、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分が対象。



2. スケジュールと留意事項

○平成21年10月1日以降に引き渡した新築住宅について、1回目の基準日である**平成22年3月31日**までに、

- ・ 保証金の供託
- ・ 保険加入

のいずれかを済ませておく必要があります。

《 以下、保険加入を選択する場合 》

○平成20年5月12日に最初の保険引き受け主体(指定保険法人)が指定され、今後も、順次保険法人が指定されますので、保険加入の申込等必要な手続きをとることが可能です。

○平成21年10月1日以降の引渡しが見込まれる場合は、早めに保険加入の申込等必要な手続きを済ませて下さい。 **着工前に保険の申込みを行うことが必要です。**

